

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社が運営するB所在のCホテル（以下「事業場」という。）において、D課長として客室管理等の業務に就いていた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、自宅において縊死しているところを発見され、E病院に搬送されたが、同年〇月〇日、死亡が確認された。死体検案書には、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午前〇時〇分」、「直接死因：縊死」、「死因の種類：自殺」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の精神障害の発病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、症状経過及び主治医意見等を踏まえ、ICD-10診断ガイドラインに照らし、「F33 反復性うつ病性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病していたと判断し、その時期は平成〇年〇月頃としている。

請求人の症状経過等を踏まえると、当審査会としても、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、心理的負荷による精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) そこで、「特別な出来事」以外の出来事についてみると、請求人は、①部下の職員Fとトラブルになったこと、②被災者は終電等で帰宅することが多く、多い月で70時間ほどの時間外労働があったことを主張し、併せて、被災者の症状が重くなってきたのは平成〇年〇月以降であり、その原因は、同年〇月から続いたFとのトラブル以外考えられず、発病後の症状の悪化という観点からFとのトラブルを見直してほしい旨主張している。

(5) 上記(4)の請求人の主張を踏まえ検討すると、以下のとおりである。

ア 上記(4)①のFとのトラブルについて、被災者の本件疾病発病前の経緯をみると、被災者が事業場のパソコンに残していたメモによると、平成〇年〇月から同年〇月にかけて、Fと他の職員との間に不仲によるトラブルが発生し、同年〇月下旬に被災者がFと会食して話を聞いている旨、また、同年〇月に入ってから、被災者は、Fが別の職員とも口論をしているのを目にするようになり、同月〇日、G課長とともにFと面談し、後輩に対する圧力的な指導をやめることや業務面での改善点を指摘するも、Fは沈黙することが多く、ほとんど会話は成立しなかった旨、さらに、同月〇日、被災者は、Fと再び面談し、業務面での要望を伝えたが、Fからは前向きな発言はなく、周囲への批判的な発言が目立った旨が記されている。

他方、G課長は、平成〇年〇月〇日作成の聴取書において、一般職員間の日々の責任者を輪番制で決めるに当たり、被災者の指示でFを外したことについて、Fから被災者に対して抗議があり、平成〇年〇月頃から、被災者とFとの間でトラブルになっていた旨述べている。

被災者及びG課長のこれらの申述等を踏まえると、この出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「部下とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するが、被災者が記した内容は、単に上司が部下を指導したにすぎないものであり、また、G課長が述べる内容も、一般的に、両当事者間に対立が生じるほどのものとまでは認められない。したがって、この出来事による心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

イ 被災者の労働時間については、当審査会としても、IDカードの出退社時間をもって算定した監督署長の集計を妥当なものと判断するところ、被災者の本件疾病発病前3か月目における時間外労働時間数は107時間2分で、その前月である発病前4か月目の36時間11分から大幅に増加していることが認められる。当該時間外労働時間数の増加は、何らかの仕事量の変化に伴うものとみるのが妥当であることから、この出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するものと認められ、時間外労働時間数は倍以上増加し、1か月当たり100時間以上となったものであるが、発病前3か月目における休日は5日間確保されており、また、当

該月のみの一時的な状況の変化に基づくもので、これが継続しているものとはいえず、さらには、被災者にとって特段困難な業務が付加されたものとみるべき客観的な事実も認められないことから、この出来事による心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

- (6) また、被災者には、上記(5)のA及びB以外の出来事として、平成〇年〇月、事業場の支配人であったHが会社代表取締役に変更されたものの、その後任が配属されずにHが兼務する形となり、事実上支配人の業務をG課長と分担して引き継いだことが認められる。

この出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「上司が不在となることにより、その代行を任された」（平均的な心理的負荷の強度「I」）に該当する。

被災者は、職員からの伺いや相談対応等、本来支配人が行う事業場の管理業務を代行したものと推認される。Hは、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、被災者とG課長に仕事を引継ぎ、何かあればいつでも言ってもらおうようにしていたが、業務に関して被災者及びG課長から相談等はなかった旨述べており、当該申述を事実と反するものとみるべき事情もないことから、被災者が代行した業務は、被災者の能力や経験から特段困難なものであったとは認められない。したがって、この出来事による心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

- (7) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因について、業務以外の心理的負荷は不明であるが、個体側要因として、請求人は、平成〇年〇月〇日、I診療所に受診し「適応障害」と診断されている。また、平成〇年〇月〇日、Jクリニックに受診し「反復性うつ病性障害」と診断され治療を受けている。

- (8) 上記(5)及び(6)のとおり、請求人には心理的負荷の総合評価が「中」の出来事が1つと「弱」の出来事が2つ認められるが、業務による心理的負荷の全体評価は「中」とどまり「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められず、また、その死亡も業務上の事由によるものとは認められない。

なお、平成〇年〇月頃発病した本件疾病が、その後悪化したとする医学的意見はないところ、念のため、被災者の本件疾病発病後における被災者とFとのトラブルの内容をみても、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当するものとみることとはできないから、上記判断を左右しない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。